

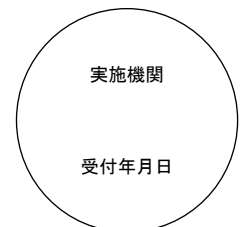
届書コード			処理区分コード			
8	5	0	302:新船保 002:その他の制度 502:新・旧法短期 402:共済			

遺族年金失権届

基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

① 個人番号(または基礎年金番号)															
年金コード		年金コード			年金コード			年金コード							
年金証書記号番号(国共)		A	-			-			-					-	
② 生年月日		大正・昭和・平成・令和							年		月		日		
③ 失権の事由に該当した年月日		昭和・平成・令和							年		月		日		
④ 失権の事由		※	<p>ア 婚姻(事実上の関係を含む。)した。</p> <p>イ 直系血族または直系姻族以外の者の養子(事実上の関係を含む。)となった。</p> <p>ウ 離縁</p> <p>エ 受給権者の障害の程度がよくなった。</p> <p>オ 18歳到達日以後の最初の3月31日を終了した子・孫の障害の程度がよくなった。 (昭和52年4月1日以前に生まれた者については18歳以上)</p> <p>カ 受給権を取得した当時、55歳未満であった父母・祖父母の障害の程度がよくなった。</p> <p>キ 受給権を取得した当時、60歳未満であった父母・祖父母の障害の程度がよくなった。</p> <p>ク 受給権を取得した当時、60歳未満であった兄弟姉妹(18歳到達日以後の最初の3月31日を終了した者に限る。)の障害の程度がよくなった。 (昭和52年4月1日以前に生まれた者については18歳以上)</p> <p>ケ 被保険者または被保険者であった者の死亡当時、胎児であった子が生まれた。</p>												
		07													
		09 (新船保:10)													
		10	コ 先順位の受給権者の所在が明らかとなった。												
		50	サ 遺児年金の受給権者が父または母と生計同一となった。												
		52	シ 老齢基礎年金の受給権が発生したことにより寡婦年金が受けられなくなった。												
⑤ 氏名		(フリガナ)						(氏)						(名)	印
⑥ 郵便番号															
⑦ 住所		※住所コード		(フリガナ)				市区 町村							
電話番号		()-()-()													

令和 年 月 日提出



記入上の注意

1. ※印欄は、記入しないでください。
2. ②および③の元号は、該当する文字を○で囲んでください。
3. ③には、④のアからシまでのいずれかに該当した年月日をご記入ください。
4. ④は、該当しているところの記号(ア、イ、ウ等)を○で囲んでください。
5. 失権の事由がアからウに該当する方は、変更となった氏名、住所を⑤から⑦にご記入ください。
6. 本人が自ら署名する場合、押印は不要です。

この届書に添えなければならない書類

1. 年金証書
2. 年金証書を添えることができないときは、その事由書

◎個人番号を記入する場合は、本人確認のための書類(マイナンバーカード両面の写し等)の提出が必要となります。
詳しくはKKR年金相談ダイヤルまたは当会ホームページにてご確認くださいませようお願いいたします。

◎この届書の提出先は、国家公務員共済組合連合会(〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎)です。
ご不明な点は、KKR年金相談ダイヤル 0570-080-556 (ナビダイヤル)
※0570におかけになれない場合 03-3265-8155 (一般電話) へお問い合わせください。

(個人情報の利用目的について)

国家公務員共済組合連合会における個人情報保護法第15条第1項に規定する保有個人情報の利用目的は、次のとおりです。

1. 長期給付の決定及び支払
2. 長期給付に関する情報提供
3. 宿泊事業及び医療事業等の福祉事業に関する情報提供